



一般社団法人

日本陸送協会

JAPAN AUTOMOBILE TRANSPORTERS ASSOCIATION

道路法一車両制限令規定の遵守について



(一社)日本陸送協会
会 員 各 位

平成29年4月1日より高速道路6会社において、車輛制限令違反者に対して

「大口・多頻度割引停止措置」等の見直しが行われます。

公共の道路を使用して事業を行う、陸送業界においてもコンプライアンス及び社会インフラである道路の保全という観点から車輛制限令を遵守することは極めて重要であると考えており、社会への「安全・安心」をより確実なものへとしていくために、会員各社様における関係者への周知徹底をあらためてお願い致します。

《 内 容 》

- 「特殊車輛」とは
- 「道路法-車輛制限令」の概略
- 「特殊車輛通行許可申請」の概略
- 参考資料
 - ・ 高速道路6社／プレスリリース資料

車両制限令：特殊車両とは

※全日本トラック協会「特殊車両通行許可に関わる指導取締り要領の改正と車両制限令について」引用

車両制限令に定める車両の最高限度

道路は、「一般交通の用に供する道」であり、一定のルールに従って、通行する必要があります。

- 道路法に基づく車両の最高限度（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）



特殊車両

- 車両の構造、輸送する貨物が特殊で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの制限値を超える車両
- 橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両

道路法－車輛制限令：概略

■ 貨物運送車輛に関わる法令/政令と車輛制限令

法律		道路運送車両法 (車両構造)	道路法 (道路構造)	道路交通法 (道路交通)
目的		道路運送車両に関する ・安全の確保 ・公害の防止 ・整備についての技術向上	・道路網の整備を図る ・交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する	・道路における危険防止 ・交通の安全と円滑化 ・道路の交通に起因する障害の防止
概要		車両の大きさ、重量の制限、登録に関すること、保安基準など	道路の管理に関する制限	運転免許や交通ルールに関すること
政省令		道路運送車両の保安基準	車両制限令	道路交通法施行令
政省令		車両（空車状態）の長さ／幅／高さ／車両総重量／最大安定傾斜角等の構造の基準を定めている	道路を通行できる車両の幅／重量／高さ／最小回転半径の最高制限を定めている	交通安全上の観点から、積載物の重量／長さ／幅／高さの最高限度を定めている
特殊車両に対する許可		「基準緩和自動車の認定」申請 ※申請者：トレーラー／トラック製作者	「特殊車両通行許可」申請 ※申請者：輸送業者	「制限外積載許可」申請 ※申請者：輸送業者

《車両制限令》

道路の保全、交通の危険防止するため、通行できる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径等の制限を定めた政令

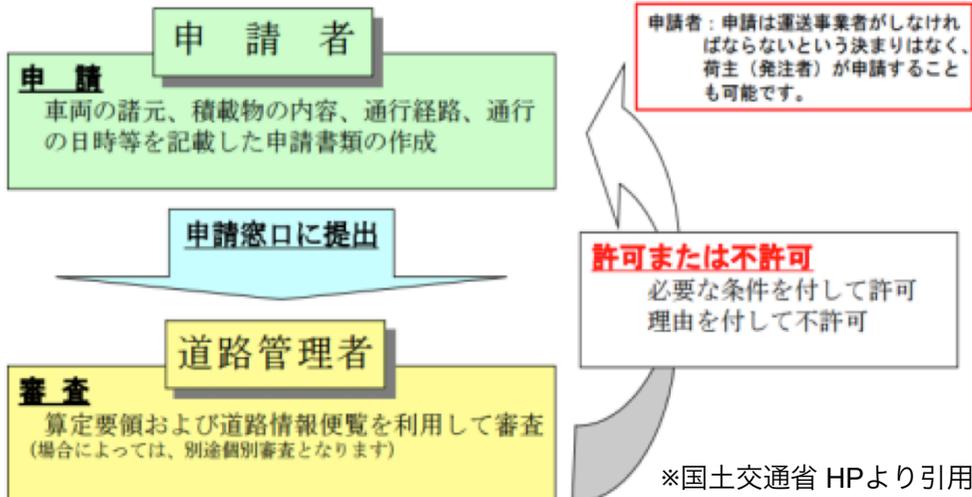
《特殊車両通行許可》

車両制限令の基準を超える車両を通行させる場合は特殊車両通行許可を受ければ通行することができる
※徐行、誘導車設置等の条件が付される場合あり

車輛制限令：特殊車輛通行許可申請の概略

一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を所定の書類に記入し、道路管理者に申請を行い、許可証の交付を受けることで、許可された経路を走行することができます。

特殊車両通行許可の流れ



特殊車両通行許可申請の提出方法

国道を走行する場合の申請書の提出方法は、下記①～③の3通りです。
※県道や市町村道のみ走行する場合は、書面申請になります。

申請書類作成方法		申請書提出方法	
		インターネットを利用し送信	窓口事務所に持参
パソコンで申請書類と申請データを作成する	インターネット版申請支援システム	①オンライン申請	②FD申請（インターネット版）
	CD-ROM版申請システム	—	②FD申請（CD-ROM版）
手書きで申請書類を作成する		—	③書面申請

※国土交通省 HPより引用

申請から許可（不許可）までの標準処理期間

許可または不許可とされるまでの標準期間は「受付日」から次の通りとなっています。

- 新規申請及び変更申請の場合・・・3週間以内
- 更新申請の場合・・・2週間以内

※現在の処理期間は2～3ヶ月

但し、下記条件を満たしている場合となります。

- ・申請後に申請内容の変更がない場合
- ・未収録道路（道路情報便覧に収録されていない道路）がない場合
- ・特殊車両通行許可限度算定要領による許可寸法・重量を超えない場合
- ・個別審査がない場合

参考資料

高速道路会社6社／プレスリリース

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて



平成28年9月29日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）（以下「高速道路6会社」という。）は、平成28年10月1日から車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映することとしています。

高速道路6会社では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、平成29年4月1日から高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しすることとしましたので、お知らせします。

車両制限令違反車両は道路を傷めます！

～車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止等の措置を見直します～

I. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止等措置の概要

高速道路6会社では、道路の老朽化対策を進めていく上で、重量制限を超過する大型車両が道路の損傷に与える影響は極めて大きいことから、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対して指導取り締まりを実施しています。



重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、平成29年4月からは、違反が確認された場合の措置を一部見直し、下記のとおり実施します。

《個別の違反に対する措置》

指導取り締まりの結果、違反が確認された場合には以下の措置を講じます。

- ① 違反の程度に応じて「措置命令」や「指導警告」を実施
- ② 「措置命令」や「指導警告」等の区分に応じて違反点数を付与
- ③ 悪質な違反者については、告発するとともに、累積点数にかかわらず一部割引停止を実施

《点数累積に応じた措置》

- ① 最大2年間の違反の累積点数に応じて、「指導」や「割引停止」「利用停止」の措置を実施します。
- ② 累積点数に応じて「割引停止」や「利用停止」の措置を講じる場合、契約者に対して「警告」を行います。

《「警告」の累積に応じた措置》

- ① 契約者が2年間に3回の「警告」を受けた場合、契約者のカード全部に対し割引を停止する措置を講じます。

II. 平成29年4月からの見直しのポイント

① 違反点数等の見直し

(1) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じて違反点数区分を見直します

現行		平成29年4月1日から	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

※ 『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

※ 平成29年4月より『即時告発』を実施した場合は、告発の結果(起訴、不起訴)に関わらず、一部割引停止の措置を実施します。

② 累積期間の見直し

- (1) 違反点数の累積期間を3か月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大
- (2) 違反点数の累積に応じて「割引停止措置」や「利用停止措置」を実施

現行		平成29年4月1日から	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止(1年以内の期間を定めて設定)	60点	一部割引停止(1か月)
		90点	一部割引停止(2か月)
		120点	一部利用停止(1か月)
		150点	一部利用停止(2か月)

※ 平成29年4月より即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。



一般社団法人

日本陸送協会